

大分県大規模土地利用事前指導要綱 細則

(適用除外)

第1条 要綱第4条第5号に定める開発行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要綱（平成2年11月7日土対第318号大分県企画総室長通知）の対象となる開発行為。
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づいて行う同法第2条第1項に定める土地区画整理事業として行われる開発行為。
- (3) 国又は地方公共団体の助成を受けて農業、林業又は漁業の用に供する目的で行う開発行為。
- (4) 採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）並びに鉱業法（昭和25年法律第289号）の規定による許認可を受けて行う岩石・砂利採取、鉱物採掘。
- (5) 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成17年大分県条例第42号）の対象となる開発行為。

(協議書提出書類)

第2条 要綱第5条第1項に規定する添付書類はA3版ないしA4版とする。

このうち、図面（位置図、現況図、土地利用計画図、字図）については、A3版とする。ただし、A3版で審査できないものについては、意見照会に際して、必要な部数の提出を求めることとする。

- 2 協議提出書類は紙面により1部提出することとする。なお、図面については、紙面とは別に電子データの提出を求めることがある。（電子データがある場合に限る）

(知事が必要と認める書類)

第3条 要綱第5条第1項第8号に規定する知事が必要と認めるものは、概ね以下のとおりとする。

- (1) 法人登記簿謄本
- (2) 資金計画書
- (3) 直近の決算書
- (4) 不動産鑑定評価書（ただし、要綱第6条第1項第6号ただし書及び要綱第8条第1項第2号、第3号に該当する場合に限る。）

(市町村長の意見における住民の意向)

第4条 要綱第5条第2項の意見書には、関係市町村の住民の意向を十分に反映させるものであること。

- 2 関係市町村の長は住民の意向の確認に必要と考えた場合、事業者に対して住民説明会の開催等の措置を求めることとする。

(軽微な変更)

第5条 要綱第8条第1項第1号の軽微な面積の増加とは、5ヘクタールまたは開発区域の面積の20%のうちいずれか少ない面積未滿の増加をいう。

2 要綱第8条第1項第3号の別に定める場合とは、当該開発区域についての土地取引に係る国土利用計画法第23条第1項に規定する届出を了していない面積が5ヘクタール未滿の場合をいう。

(有効期限に係る許認可手続き)

第6条 要綱第9条に規定する知事の定める許認可手続きとは、結果通知において知事が指定した開発に関する許認可申請等の手続きを指し、それらすべての申請等の手続きを了していない場合は当該事前協議は無かったものとみなす。

(開発協定の内容)

第7条 要綱第10条で規定する開発協定の内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 開発行為の目的及び施行期間に関する事項
- (2) 開発行為区域内の建築物その他施設の用途及び規模
- (3) 公共施設及び公益的施設の整備及び管理に関する事項
- (4) 給排水施設及び廃棄物処理施設の整備及び管理に関する事項
- (5) 文化財の保護及び自然環境の保全並びに環境緑化その他の地域環境の整備に関する事項
- (6) 公害及び災害防止のための措置に関する事項
- (7) 開発協定の履行の保証及び不履行の措置に関する事項
- (8) その他、関係市町村の長が必要と認めた事項

(報告)

第8条 要綱第15条に定める事業者等からの報告は、原則として要綱第6条第2項の規定による結果通知の日の属する年の翌年から、工事着手までの間、年1回程度求めることとする。

(立地指導基準等)

第9条 要綱第16条の規定による立地指導基準等が定められた場合、その運用については、本細則に改めて定めることとする。

附 則

この細則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。